

## 標準契約書モデル及びその解説についてのご意見への対応

鳥取大学 光多長温

前に意見をお出ししましたが、改めて次の3点に絞って意見を申し上げます。よろしく  
お願いいたします。

1. 結局、内閣府で標準契約書を作ることは無理だったということでしょうか。本標準契約書モデルは、論点を取りまとめたもので、条文例が付け足されている。その条文例をつなぎ合わせても標準契約書とは程遠いものとなっている。基本的考え方で、「将来的には個別の事業を所管している省庁においてそれぞれの事業にふさわしい事業契約書例を今後作成していくことが望まれる」としているが、そのための一つのガイドラインであったのか。当初から標準契約書案（条文があって、その解説がある形式）を作成してほしいと主張していたが結果的には解説文で終わっていることは残念です。もし、個別事業所管省庁に標準契約書を作るということであれば、内閣府として正式に各省庁に意見を出すのでしょうか。

(回答) PFI事業の契約例については、「標準契約書モデル及びその解説」(案) p.12にあるように、可能な限り早い段階で「標準契約書モデル及びその解説」に添付すべきと考えています。

2. 「物価の変動に伴う施設整備費の改訂」については、具体的には「今後各事業毎に使用する客観的な指標や変更を可能にする変動幅について明確化することが望ましい。対象期間等、具体的な算定方法については今後検討」としているが、何らかの指針、及びこれを落とし込んだ標準契約条文が作れないであろうか。これについては、いかなることが問題でどのような方策があるかについてWGではほとんど議論されなかったという印象が強い。ほとんど議論されないままに、各省庁で今後検討というのでは本WGの存在意義が問われるのではないのでしょうか。なお、条文例にあるような。民間からの要求ということが現実的であるかどうか疑問である。民間から申し出ることが難しいケースもあり得る。何らかの共通ルールを考えられないか、WGでさらに検討すべきではないのでしょうか。

(回答) 今後の進め方について、事務局の考え方は参考資料3のとおりであり、今後必要があればWGで検討すべきと考えております。

3. 管理者等による任意解除については、もう少し論点の整理が必要と考えられます。諸般の情勢の変化(政治リスク・法令変更リスクを含む)がこれですべて読めるのでしょうか。任意解除⇒損失補償というプロセスをベースとすると読み取れますが、情勢の変化に対応した契約変更という条文はあり得ないのでしょうか。この事項は今回最

も重要な論点と考えられるが、従来の損害賠償プロセスを確認するという意味でしょうか。また、財務モデルに基づき算定する方法について、「今後検討を進めた上で財務モデルを合意する慣行を形成していくことが望ましい」というのはいかなる意味でしょうか。何らかの方向を打ち出すことは難しいでしょうか。

なお、11-2 損害賠償が新設ということですが、全体の構成の中での位置づけについてさらに明確にさせていただいた方が望ましいと思います

(回答) 今後の進め方について、事務局の考え方は参考資料3のとおりであり、今後必要があればWGで検討すべきと考えております。